

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」の別紙について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成27年3月27日老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号）の別紙12によりお示した「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正」による改正後の別紙様式に修正点等がありました。通知の正式な訂正は後日行いますが、ホームページには訂正後のものを掲載いたします。

御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
1	別紙 8-3	○訪問看護体制減算に係る届出内容 1 看護サービスの提供状況 2 緊急時訪問看護加算の算定状況 ①に占める②の割合が30%以上 3 特別管理加算の算定状況 ①に占める②の割合が50%以上	同	○訪問看護体制減算に係る届出内容 1 看護サービスの提供状況 2 緊急時訪問看護加算の算定状況 ①に占める②の割合が30%未満 3 特別管理加算の算定状況 ① 占める②の割合が5%未満
2	別紙 12		同	3 届出項目を追加 3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(I)イ 2 サービス提供体制強化加算(I)ロ
3	別紙 12	3 研修等に関する状況	同	4 研修等に関する状況

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
4	別紙 12	4 介護福祉士等の状況 表 ①②③ ①に占める②の割合が30%以上 ①に占める③の割合が50%以上	同	5 介護福祉士等の状況 表 ①②又は③ ①に占める②の割合が <u>40%以上又は30%以上</u> ①に占める③の割合が <u>60%以上又は50%以上</u>
5	別紙 12-4	表題 サービス提供体制強化加算に関する届出書 <u>((介護予防)通所介護事業所・療養通所介護事業所)</u>	同	表題 サービス提供体制強化加算に関する届出書 <u>(通所介護事業所・療養通所介護事業所)</u>
6	別紙 12-4	4 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	同	4 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
7	別紙 12-4		同	5 介護福祉士等の状況 <u>①に占める②の割合が50%以上</u> を追記
8	別紙 12-5	表題 サービス提供体制強化加算に関する届出書 <u>((介護予防)通所リハビリテーション事業所)</u>	同	表題 サービス提供体制強化加算に関する届出書 <u>(介護予防通所介護・(介護予防)通所リハビリテーション事業所)</u>
9	別紙 12-5	3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	同	3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
10	別紙 12-5		同	4 介護福祉士等の状況 <u>①に占める②の割合が50%以上</u> を追記
11	別紙 12-6	4 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 4 日常生活継続支援加算	同	4 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 5 日常生活継続支援加算
12	別紙 12-6		同	5 介護福祉士等の状況 <u>①に占める②の割合が60%以上</u> を追記

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
13	別紙 12-6	8 入所者の状況及び介護福祉士の状況 ④のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	同	8 入所者の状況及び介護福祉士の状況 <u>①</u> のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数
14	別紙 12-7	4 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	同	4 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <u>イ</u> <u>2</u> サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <u>4</u> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
15	別紙 12-7		同	5 介護福祉士等の状況 <u>①</u> に占める <u>②</u> の割合が <u>60%以上</u> を追記
16	別紙 12-8	3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	同	3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <u>イ</u> <u>2</u> サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
17	別紙 12-8	5 介護福祉士等の状況 表 ①②③ ①に占める②の割合が30%以上 ①に占める③の割合が50%以上	同	5 介護福祉士等の状況 表 ①② <u>又は</u> ③ ①に占める②の割合が <u>40%以上</u> 又は30%以上 ①に占める③の割合が <u>60%以上</u> 又は50%以上
18	別紙 12-10	3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	同	3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <u>イ</u> <u>2</u> サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <u>4</u> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
19	別紙 12-10	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が40%以上	同	5 介護福祉士等の状況 <u>①</u> に占める <u>②</u> の割合が <u>50%以上</u> ①に占める②の割合が40%以上
20	別紙 12-12	3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	同	3 届出項目 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <u>イ</u> <u>2</u> サービス提供体制強化加算(Ⅰ) <u>ロ</u> <u>3</u> サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <u>4</u> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

No.	ページ	訂正前	ページ	訂正後
21	別紙 12-12	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が30%以上 ①に占める③の割合が50%以上	同	5 介護福祉士等の状況 ①に占める②の割合が <u>40%以上又は30%以上</u> ①に占める③の割合が <u>60%以上又は50%以上</u>
22	別紙 12-13		同	3 届出項目 サービス提供体制強化加算を 2列に分けて記載
23	別紙 12-13		同	5 介護福祉士等の状況 <u>①に占める②の割合が50%以上</u> を追記